

議案第二十八号

三朝町社会福祉基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町社会福祉基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成三年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成三年三月十日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町社会福祉基金条例の一部を改正する条例

三朝町社会福祉基金条例（昭和四十九年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

第四条中「町民福祉の増進を計り、又は社会福祉法人三朝町社会福祉協議会に委託して、この基金の目的を達成する。」を「処理するものとする。」に改める。

第五条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

（繰替運用）

第五条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、町民の福祉を増進するための事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。